

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	川口市 軽自動車税の課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、軽自動車税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の課税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び川口市税条例に基づき、川口市内が定置場である軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）の課税台帳を管理し、所有者又は使用者に対して賦課決定、通知する。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務内容 ①軽自動車税申告書等による申告情報の受理及び軽自動車税課税台帳の管理事務 ②所有者等の申告内容に基づく原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書・廃車申告受付書の交付事務 ③軽自動車税の賦課決定及び納税通知書の交付事務 ④軽自動車税の減免申請における受付及び承認又は却下の決定、並びに通知事務
③システムの名称	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・障害者福祉システム ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の24項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表の2 4項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境 与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは 特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令(※注)で定 めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令第16条 【情報提供の根拠】 ・本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	川口市 理財部 市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託業者に対する取扱い及び、職場内における個人情報に関する書類の取扱いや複数人での確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9] 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	委託業者に対する取扱い及び、職場内における個人情報に関する書類の取扱いや複数人での確認を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項	(追加) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	根拠となる主務省令等を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 佐川 広起	市民税課長 大山 水帆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	表紙－特記事項	－	軽自動車税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。	事後	特記事項を記載したもの
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム ・税宛名管理システム ・総合福祉システム ・住民基本台帳システム	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム ・税宛名管理システム ・障害者福祉システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	事後	システムに変更はないが、名称をわかりやすく改めたもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 大山 水帆	市民税課長 内田 隆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	地方税法及び川口市税条例に基づき、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等(以下「軽自動車等」という。)の車両台帳の管理、所有者又は使用者に対する賦課を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①原動機付自転車と小型特殊自動車の登録事務 ②原動機付自転車と小型特殊自動車の登録抹消事務(軽自動車税廃車申告受付書の交付) ③軽自動車税納税通知書の発行事務 ④原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書交付事務 ⑤軽自動車税の減免受付事務(減免決定通知書の送付) ⑥更正通知(課税取消通知) ⑦原動機付自転車と小型特殊自動車の標識亡失弁償金徴収事務	地方税法及び川口市税条例に基づき、川口市内が定置場である軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)の課税台帳を管理し、所有者又は使用者に対して賦課決定、通知する。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務内容 ①軽自動車税申告書等による申告情報の受理及び軽自動車税課税台帳の管理事務 ②所有者等の申告内容に基づく原動機付自転車と小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書・廃車申告受付書の交付事務 ③軽自動車税の賦課決定及び納税通知書の交付事務 ④軽自動車税の減免申請における受付及び承認又は却下の決定、並びに通知事務	事後	事務の概要をわかりやすく書き改めたものであり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	市民税課長 内田 隆	市民税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号別表第2の第27項（以下略）	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号別表第2の第27項（以下略）	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム（庁内用連携システム） ・団体内統合宛名システム（宛名システム等） ・税宛名管理システム ・障害者福祉システム ・既存住民基本台帳システム	・軽自動車税システム ・法人市民税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・障害者福祉システム ・既存住民基本台帳システム	事後	システム名称の統一による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の24項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法の改正による変更
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号別表第2の第27項 ・別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの」となっているもの。 （※注）番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号）第20条	【情報照会の根拠】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表の24項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	しきい値判断の見直しによる変更
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	しきい値判断の見直しによる変更
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策－8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和8年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	しきい値判断の見直しによる変更
令和8年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	しきい値判断の見直しによる変更